

職業実践力育成プログラム(BP)への申請について

申請日： 令和7年10月7日

①学校名：	情報セキュリティ大学院大学 大学院(私立)		②所在地：	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-14-1	
③課程名：	情報セキュリティ研究科情報セキュリティ専攻博士前期課程[1年制]				
④正規課程／履修証明プログラム：	正規課程(修士)	⑤定員：	情報セキュリティ専攻博士前期 課程40名 (令和6年度[1年制]修了者数2 名)	⑥期間：	1年間
⑦責任者：	情報セキュリティ研究科長 大久保隆夫		⑧開設年月日：	平成18年4月1日	
⑨申請する課程の目的・概要：	情報セキュリティ全般にわたる広い視野と見識を備え、リーダーとして現場における問題解決を担う高度な専門人材の育成を目指すプログラムである。個人のバックグラウンドを尊重したきめ細かい研究指導を行うとともに、情報科学、セキュリティ技術、管理運営、法制度・情報倫理の各分野の知識・スキルに関する科目を幅広く開設し、セキュアなシステム・プロダクトの設計、開発、構築、提案ができる技術者や技術面のコンサルティングを担う専門家（エンジニア、システムコンサルタント）、社会の変動要因や制約条件を踏まえて適正なリスク分析・評価を行い、企業・組織における実効性のある政策提言や人間系セキュリティ対策を担うリーダー（セキュリティマネージャー、ビジネスコンサルタント）を育成する。				
⑩10テーマへの該当	1 女性活躍	3 中小企業活性化	5 環境保全	7 医療介護	9 起業
	2 地方創生	4 DX	6 就労支援	8 ビジネス等	10 防災危機管理
⑪履修資格：	次の(1)～(13)のいずれか一つに該当し、かつ、官公庁、企業、教育機関、非営利団体等に正規職員として原則として3年以上勤務する者 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に定める大学を卒業した者 (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者 (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者 (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者 (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとするものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者 (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者 (7) 文部科学大臣の指定した者 (8) 学校教育法第83条に定める大学に3年以上(休学期間を除く)在学した者であつて、本学の定める単位を優秀な成績で修得見込みであると認めたもの (9) 外国において学校教育における15年の課程を修得した者であつて、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの (10) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であつて、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの (11) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとするものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であつて、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの (12) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学したことがある者であつて、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの (13) 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの				
⑫対象とする職業の種類：	企業・研究機関等の研究開発職、ソフトウェア・システム・製品の開発やシステムコンサルティングに従事する情報処理・通信技術者、新事業の立案・企画やDX推進業務などに従事する者、リスクマネジメント担当者、人材育成・教育研修担当者、セキュリティアナリスト、セキュリティコンサルタント等の専門的職業に従事する者、およびこれらの職業に従事することを目指す者				
⑬身に付けることのできる能力：	(身に付けられる知識、技術、技能) -文理にまたがる情報セキュリティ分野に関する体系的な知識とスキル -リスク分析・評価手法、セキュアなシステム・プロダクトの設計、開発、構築に関連する技術 (得られる能力) -自身が抱える業務課題の構造を把握し、適切な方法で分析・評価する力、メタ認知力 -顕在化していない課題を発見する力 -実践的な研究・開発力 -周囲と協働して提案・実践していく力				
⑭教育課程：	「情報セキュリティ輪講Ⅰ」「情報セキュリティ特別講義」の2つの必修科目を設け、情報セキュリティの全体像についての共通イメージの把握と幅広い視野を醸成する。また、事例研究、実習、輪講、複数教員による指導を組合わせ、高度な分析能力、問題解決能力を涵養する。				
⑮修了要件(修了授業時数等)：	標準修業年限として1年以上在学し、研究科が定める授業科目について46単位以上修得し、必要な研究指導を受けたうえ、特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格すること。				
⑯修了時に付与される学位・資格等：	修士(情報学)				
⑰総授業時数：	88 単位	⑱要件該当授業時数：	70 単位	⑲要件該当授業時数／総授業時数：	80 %
⑲該当要件	企業等	双方向	○	実務家	○

⑩成績評価の方法:	授業科目の成績評価の方法は平常点、レポートの提出、筆記試験、口述試験のいずれかまたはこれらの組み合わせで行う。特定課題研究報告書の審査は、教授会が設けた審査委員会(主査1名、副査2名以上)が本学学位規則、およびディプロマ・ポリシーに基づき、総合的に評価し、合否を決定する。詳細は様式1別添「履修要項」p57および「情報セキュリティ研究科 学位論文審査基準」を参照のこと。
⑪自己点検・評価の方法:	「点検・評価・内部質保証委員会」が中心となり、本課程を含む教育研究等の状況について学校教育法第109条第1項に定める自己点検・評価を実施し、その妥当性を客観的に担保するため、定期的に学外評価者による外部評価を実施する。また、同条第2項に定める認証評価機関による大学評価を政令で定める期間ごとに受審し、結果を本学ホームページにおいて公表する。
⑫修了者の状況に係る効果検証の方法:	修了決定時に収集する「進路調査票」において就職状況を把握するとともに、原則として3年毎に、修了生、派遣元企業(企業派遣の社会人学生の場合)を対象に、教育・研究(環境)に関するアンケート調査を実施し、学習効果の検証を行っている。
⑬企業等の意見を取り入れる仕組み:	(教育課程の編成) 情報系企業の役員、情報分野の公的機関の長、他大学教員、地元自治体幹部、ジャーナリスト等学外の有識者25名前後から成るアドバイザリーボードを開学年度より組織しており、さまざまな観点から研究教育活動全般についての助言いただくとともに、現実社会における情報セキュリティ人材育成に関する課題や要望をお伺いすることにより、外部意見を課程に反映させている。 (自己点検・評価) 民間企業、大学、公的研究機関等の有識者4名程度で構成される外部評価委員会を、全学的な自己点検・評価のサイクルに合わせて開催し、本学の作成した自己点検・評価報告書の項目をベースに研究・教育に関する評価を行うことにより、外部意見を課程に反映させている。
⑭社会人が受講しやすい工夫:	平日昼夜+土曜日の授業開講、特定曜日授業のオンライン開講、夏期集中演習の実施、必修授業科目のハイブリッド受講、独自奨学金制度、厚生労働省教育訓練給付制度(一般教育訓練給付)※申請時、年2回の入学時期(4月または10月)
⑮ホームページ:	http://www.iisec.ac.jp/